

鹿労発 1012 第 1 号

平成 29 年 10 月 12 日

29.10.1  
受付

第 62 収

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局長

### 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきておりますが、平成 28 年の休業 4 日以上の死傷者数は、前年比 13.4% 増加し、平成 29 年も減少に至っていない状況です。

死亡災害につきましても、平成 28 年は前年比 3 人増加し 20 名となっており、さらに、平成 29 年 9 月末の時点においては、平成 28 年同月比 3 件増加の 15 件（別紙「死亡災害事例」参照）となっています。この傾向が続けば、年末を控え仕事量が増加し、工期や納期の切迫等により慌ただしさが増す中、死傷災害、死亡災害ともに前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

当局の第 12 次労働災害防止計画では、死亡災害を 15 人以下とすること、死傷災害は平成 24 年比で平成 29 年までに 15% 以上減少させることを目標としていますが、平成 29 年度が最終年度である中、上記の労働災害発生状況を踏まえると、極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が重要であるのは今更申し上げるまでもないことと存じます。また、労働災害のない職場づくりは、人手不足が深刻化する中、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。つきまして、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動の総点検について傘下会員に対して周知していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること
- 4 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく防止対策

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

### 第1 目的

#### 1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等とあいまって、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的とする。

#### 2 本ガイドラインの対象とする交通労働災害

本ガイドラインの対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害とする。

#### 3 事業者及び運転者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者（以下「事業者」という。）は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

自動車等の運転を行う労働者（以下「運転者」という。）は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

### 第2 交通労働災害防止のための管理体制等

#### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、交通労働災害防止に係る安全衛生計画の実施等、交通労働災害防止のための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

(1) 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に關係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定め、それらを労働者に周知すること。

(2) 選任された管理者に対し、必要な教育を実施すること。

#### 2 交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

事業者は、交通労働災害防止対策を組織的に実施するため、次の事項を実施すること。

(1) 事業場全体の安全意識を高めるため、事業場の事業を統括管理する者は、交通労

働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行うとともに、労働者に周知すること。

- (2) 事業者は、安全衛生方針に基づき、交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、労働者に周知すること。
- (3) 事業者は、安全衛生目標を達成するため、一定の期間を限り、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画を適切に実施、評価、改善すること。
  - ア 適正な労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項
  - イ 教育の実施等に関する事項
  - ウ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
  - エ 健康管理に関する事項

### 3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等（安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等をいう。以下同じ。）において、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議すること。

また、安全委員会等の中に交通労働災害防止部会を設置する等により、交通労働災害の防止について、重点的に取り組むことが望ましい。

## 第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

### 1 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

事業者は、疲労等による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、自動車（四輪以上に限る。）の運転業務に主として従事している労働者（以下、「運転業務従事者」という。）の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行うこと。

また、事業者は、走行開始又は終了の地点と運転業務従事者の自宅の間の移動に要する時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合は、より短い拘束時間（労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計をいう。以下同じ。）の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を講じること。

### 2 適正な走行計画の作成等

#### (1) 走行計画の作成及び指示

事業者は、運転業務従事者が乗務を開始する前に、上記1に従い、次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成するとともに、当該運転業務従事者に対し、適切な指示を行うこと。

なお、事業者は、走行中に作成された走行計画に記載されている事項に変更を行う必要が生じた場合、改善基準告示等を遵守しつつ、必要な変更を行うこと。

- ア 走行の開始及び終了の地点及び日時
- イ 拘束時間、運転時間及び休憩時間
- ウ 走行に際して注意を要する箇所の位置
- エ 荷役作業の内容及び所要時間（荷役作業がある場合に限る。）
- オ 走行の経路並びに主な経過地における出発及び到着の日時の目安（戸別配送先に対する貨物運送等、配送先が多数であり、かつ毎回異なる貨物運送（以下「戸別配送」という。）、ハイヤー・タクシー等、走行経路を特定することが困難な業態にあっては、記載しないこととして差し支えない。）  
また、早朝時間帯に交通事故による死亡災害が多発していることを踏まえ、走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施するよう努めること。

#### (2) 走行経路の決定等

事業者は、道路地図、過去の走行記録、各種道路情報提供機関からの道路情報等を収集し、適切な走行経路を決定すること。

事業者は、運転に際して注意を要する箇所の位置、制限速度等交通規制、休憩・仮眠・食事・給油等の場所等を地図等に盛り込んだ「交通安全情報マップ」を作成し、これら情報を適切に伝達するよう努めること。

#### (3) 乗務状況の把握

事業者は、適切な走行管理を行うため、常に運転業務従事者の乗務の状況を把握すること。乗務状況の把握にあたっては、乗務の状況の正確な把握、運転業務従事者の負担軽減のため、運行記録計（タコグラフ）を使用することが望ましいこと。

なお、デジタル式運行記録計（デジタル・タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいこと。

#### (4) 走行計画どおりに走行できなかった場合の措置

事業者は、走行終了後に走行計画どおり走行できなかったことを把握した場合、運転業務従事者からの聴取、タコグラフの記録の解析等により、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行うとともに、必要に応じ、運転業務従事者の疲労回復に配慮すること。

### 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

#### (1) 点呼等の実施

事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。

また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。

なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。

## (2) 点呼等に基づく措置

事業者は、走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じること。

また、1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超える等による睡眠不足の累積等安全な運転に支障があるおそれがあると認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定する等の措置を講じること。

## 4 荷役作業を行わせる場合の措置等

### (1) 荷役作業を行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

事業者は、事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画の変更を行うこと。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役作業方法についての教育を行うこと。

### (2) 荷の適正な積載

事業者は、貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。

ア 最大積載量を超えないこと。

イ 偏荷重が生じないように積載すること。

ウ 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。

なお、上記の事項については、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第151条の10及び第151条の66に規定されているので留意すること。

## 第4 教育の実施等

### 1 教育等の実施

#### (1) 雇入れ時等の教育

事業者は、新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第59条第1項及び第2項の規定により行う雇入時教育及び作業内容変更時教育において、次に掲げる事項を含む教育を行うとともに、必要に応じて、安全運転の知識及び経験が豊富な運転者等が添乗することにより、実地に指導を行うこと。

ア 交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項  
イ 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項

(2) 日常の教育

事業者は、運転者に対して、運転者の安全な運転を確保するため、次に掲げる事項についての教育の実施又は関係団体が実施する講習会への参加等により、運転者に交通労働災害防止に関する知識を付与すること。

ア 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項

イ 警察等からの交通事故発生情報、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）、デジタル式運行記録計の記録、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要な情報に関する事項

ウ イの情報に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップに関する事項

エ 交通労働災害に関する法令等の改正等に関する行政機関からの情報

(3) 交通危険予知訓練

事業者は、運転者に対して、実際の運転場面を想定したイラストシート、写真等を用いて、運転者に、交通労働災害の潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を継続的に行うことが望ましいこと。

2 運転者認定制度等

(1) 運転者認定制度

事業者は、使用する自動車等の運転に必要な資格を有する者のうち、運転適性に応じた一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入することが望ましいこと。

なお、教育指導、認定試験の内容等については、各事業場の実状に応じて定めること。

(2) 労働者の送迎の際の運転者の指名

マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって、労働者を送迎する場合、事業者は、使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから特に十分に技能を有する適格者を指名すること。

また、自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。

## 第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

### 1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

事業者は、ポスター又は標語の募集及び掲示、交通労働災害の現場写真の掲示、表彰制度の設立、優良運転者の公表、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。

### 2 交通安全情報マップの作成

事業者は、警察等からの交通事故発生情報、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行うことにより、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。

## 第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。

- 1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。
- 3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。
- 4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

## 第7 健康管理

### 1 健康診断

#### (1) 健康診断の実施

運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行うこと。

なお、安衛法第66条の規定により、雇入れ時及び1年以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務付けられており、特に、深夜業を含む業務等に従事する運転者に対しては、6箇月以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務付けられているので留意すること。

## (2) 健康診断の結果に基づく措置

健康診断等で所見が認められた運転者に対しては、健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針に基づき、適切な就業上の措置を講じること。

### 2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、安衛法第66条の8又は第66条の9の規定に基づき面接指導等を行うとともに、必要があると認められるときは、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずること。

### 3 心身両面にわたる健康の保持増進

運転者の心身両面にわたる健康の保持増進を図るため、事業場における健康の保持増進措置を継続的かつ計画的に講じるように努めること。

### 4 運転時の疲労回復

運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、運転者に対して、走行経路の途中において、適宜、肩、腕及び腰部のストレッチング、体操等により、運転時の疲労回復に努めるよう指導を行うこと。

## 第8 その他

### 1 異常気象等の際の措置

異常な気象、天災等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。

また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。この場合、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

### 2 自動車の点検

事業者は、自動車等の安全を確保するため、走行前に行う自動車等の点検等必要な点検を実施し、当該点検により異常を認めた場合は、直ちに補修その他必要な措置を講ずること。

なお、貨物自動車を使用する場合の走行前点検及び事後措置については、安衛則第151条の75及び第151条の76に規定されているので留意すること。

### 3 自動車に装備する安全装置等

事業者は、交通労働災害を未然に防止し、又は災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自動車に必要な安全装置等を整備することが望ましい。

また、応急修理等に必要な備品等を備えておくこと。

平成29年 死亡災害事例(平成29年9月末)  
(全産業)

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	平成29年 1月	道路貨物運送業	運転手	男	53	交通事故	トラック	港から工場へタンクローリー車で生乳を運搬中、道路をはみ出し、横転したもの。
2	平成29年 1月	水運業	作業員	男	74	おぼれ	その他の用具	フェリーが港に接岸する際、船から岸壁に投げられた接岸固定用ロープを岸壁のビットにかけるため、被災者が岸壁上でロープを巻き取りながら輪の状態を作つて自らの足下に置き、ロープをたぐり寄せる作業を行つていたところ、船が強風で沖合側に煽られたために船に固定されていたロープも海側に引っ張られ、その反動で被災者が海に転落したもの。
3	平成29年 2月	その他の食料品製造業	作業員	男	57	感電	その他の環境等	作業員5名がそれぞれ刈払機を使用して畠の下刈り作業を行つていたところ、1名の頭部に落雷があり、死亡したもの。
4	平成29年 3月	産業廃棄物処理業	作業員	男	21	はされ、巻き込まれ	その他の装置、設備	被災者が終業時間になつても事務所に帰つてこないため、同一敷地内の別会社の労働者が作業場所に探しに行つたところ、堆肥化発酵装置の上部にあるバケット巻上ドラムに巻き込まれた被災者を発見したもの。
5	平成29年 4月	木材伐出業	運転手	男	36	墜落、転落	伐木等機械	民有地の伐木作業に使用していた木材グラップル機のバケットに亀裂が入り使用できなくなつたので、機械の入替をするため、7トン積みトラックの荷台に木材グラップル機を積載する作業を行つたところ、荷台から木材グラップル機が横転・転落し、投げ出された運転手が木材グラップル機の下敷きとなり、死亡したものである。

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
6	平成29年 4月	その他の建築工事業	作業員	男	39	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	老朽化したスレート屋根の上に鋼板を張る作業をしており、ほぼ鋼板は張り終えていたが、明かり採り用の塩化ビニル板を踏み抜き、約5.3mの高さから墜落した。病院に搬送されたが2日後に死亡が確認されたもの。
7	平成29年 5月	警備業	警備員	男	59	交通事故	バイク	被災者は、午前2時頃、道路工事が終わりバイクで現場休憩所に向かっていた。被災者が帰つてこなかつたため、現場休憩所で待つていた同僚が付近を探していたところ、6時30分海中の被災者を見ついた。
8	平成29年 7月	その他の建築工事業	配管工	男	41	墜落、転落	はしご等	空調の設置改修工事において、高さ199cmの位置にある脚立の踏み板に乗り、天井に開けた開口部から顔を出し天井裏の状態を確認していたところ、脚立から転落し被災したもの。 被災者は保護帽を着用していなかった。また、被災者は安全帯を着用しており、天井の部材にフックを取り付けることが可能であったが使用していなかった。
9	平成29年 7月	一般貨物運送事業	荷役作業員	女	57	はされ、巻き込まれ	トラック	事業所構内において、被災者が休憩を終え休憩所から荷降ろしのためにトラックが発着するエリアを横断し、作業場である食料品倉庫に向かう途中、同倉庫前で立ち止まっていたところ、他社の運転手が運転するパック走行中のトラックに轢かれたもの。
10	平成29年 8月	鉄骨・鉄筋コンクリート 造 家屋建築工事業	営業員	男	47	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	倉庫のスレートぶき屋根の上において、スレート板を母屋材に留めるフックボルトの交換作業中、被災者が屋根の棟付近のフックボルトをサンダーで切断していたところ、スレート板を踏み抜き、約7.7mの高さから倉庫内床に墜落したものの。頭を強く打ち、発生日死亡した。

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
11	平成29年 8月	その他の土木工事業	作業員	男	61	交通事故(道路)	乗用車	横断歩道の補修作業の完成写真を撮影しようと車道上に死亡労働者と同僚がいたところ、誘導者が停止合図を送ったが直進してきた軽自動車にはねられたもの。軽自動車はさらに中央線を越えて、対向車の軽自動車に衝突したものである。死亡労働者以外の被災状況は、同僚、軽自動車の運転手、対向車の軽自動車の運転手及び同乗者3名の計6名である。
12	平成29年 8月	その他の事業 その他の建築事業	塗装工	男	55	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	2階建て民家の屋根(勾配33°)の上で、被災者が塗装作業に先立ち高圧洗浄機を用いて屋根の洗浄を行おうとしたところ、足を滑らせて約6.6メートルの高さから当民家に面する道路に墜落したもの。頭を強く打ち、当日死亡した。当民家の四面には一側足場が組まれ、その建地が屋根上まで立ち上がり、屋根の軒から高さ85センチメートルの位置に手すりが設けられていたが、手すりと軒の間から墜落した。
13	平成29年 8月	その他の土木工事業	現場作業員	男	50	高温・低温物との接触	高温環境	8月10日、道路脇の草刈作業中、午後4時20分頃に被災者がひどく疲れている様子だったので約400m離れた場所に駐車してあるトラックで休憩するよう指示した。被災者は歩いて行ったが、その後行方が分からなくなり、周囲を探したところ近隣の建物の駐車スペースで泡を吹き意識の無い状態で発見された。その後病院に搬送されたが8月13日午前6時40分に死亡したものの、熱中症と思われる。
14	平成29年 9月	漁業	フォークリフト 運転者	男	54	転倒	フォークリフト	当該事業場の使用する漁港内(屋外)において、被災者がフォークリフト(2.5t)を運転しトラックの脇を通り抜けた直後、上げてあったフォークリフトのマストの右側が地上約4mの位置に設置されたパイプラインに接触したため、フォークリフトがバランスを崩し左側へ転倒した。先に投げ出された被災者がフォークリフトのフレームに胸部をはざまれ死亡した。



平成29年 業種別死傷災害発生状況(平成29年9月分 速報版)

	平成29年		平成28年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1125	12	1125	8	0	4
1 製造業	233	1	209	1	24	
1 食料品製造業	149	1	128	1	21	
4 木材・木製品製造業	15		12		3	
9 窯業土石製品製造業	12		8		4	
11~12 金属製品製造業	17		12		5	
13~15 機械機具製造業	13		17		-4	
上記以外の製造業	27		32		-5	
2 鉱業	4		5		-1	
3 建設業	184	6	177	2	7	4
1 土木工事業	75	2	70	1	5	1
2 建築工事業	78	4	85	1	-7	3
3 その他の建設業	31		22		9	
4 運輸交通業	113	2	123		-10	2
1 鉄道・航空機業	7	1	6		1	1
2 道路旅客運送業	10		11		-1	
3 道路貨物運送業	95	1	106		-11	1
4 その他の運輸交通業	1		0		1	
5 貨物取扱業	17		13		4	
1 陸上貨物取扱業	8		6		2	
2 港湾運送業	9		7		2	
6 農林業	59	1	50	2	9	-1
1 農業	31		24		7	
2 林業	28	1	26	2	2	-1
7 畜産・水産業	63		56		7	
8 商業	126		154	2	-28	-2
1 銀売業	20		22		-2	
2 小売業	87		107	2	-20	-2
3 理美容業	2				2	
4 その他の商業	17		25		-8	
9 金融・広告業	15		15			
11 通信業	13		6		7	
12 教育・研究業	8		8			
13 保健衛生業	157		163		-6	
1 医療保健業	65		59		6	
2 社会福祉施設	89		103		-14	
3 その他の保健衛生業	3		1		2	
14 接客娯楽業	65		77		-12	
1 旅館業	13		19		-6	
2 飲食店	32		36		-4	
3 その他の接客娯楽業	20		22		-2	
上記以外の事業	68	2	69	1	-1	1
10 映画・演劇業	1				1	
15 清掃・と畜業	32	1	37		-5	1
16 官公署	0		1		-1	
17 その他の事業	35	1	31	1	4	
陸上貨物運送事業(4~3~5~1)	103	1	112		-9	1
第三次産業(8~17)	452	2	492	3	-40	-1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成29年(1月～8月)死亡災害の発生状況

業種別の死者数(対前年比)

鹿児島労働局

業 種	平成29年(1月～8月)		前年同期		前年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	12	100.0%	8	100.0%	4	50.0%
製 造 業	1	8.3%	1	12.5%	0	0.0%
鉱 業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
建 設 業	6	50.0%	2	25.0%	4	200.0%
交 通 運 輸 業	1	8.3%	0	0.0%	1	-
陸上貨物運送業	1	8.3%	0	0.0%	1	-
港 湾 運 送 業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
農 林 業	1	8.3%	2	25.0%	-1	-50.0%
畜 産・水 産 業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
商 業	0	0.0%	2	25.0%	-2	-100.0%
金融・広告業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
映画・演劇業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
通 信 業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
教 育・研 究 業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
保 健 衛 生 業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
接 客 娯 楽 業	0	0.0%	0	0.0%	0	-
清掃・と畜業	1	8.3%	0	0.0%	1	-
官 公 署	0	0.0%	0	0.0%	0	-
その他の事業	1	8.3%	1	12.5%	0	-